

調布市特別職報酬等審議会条例

昭和39年6月29日
条例第32号

改正 昭和56年4月1日条例第15号 平成19年3月22日条例第25号
平成20年9月9日条例第36号 平成24年12月18日条例第53号
平成27年9月24日条例第42号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、調布市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(意見聴取)

第2条 市長は、議会の議員の議員報酬額及び市長等常勤特別職職員（市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員をいう。）の給料額並びに議会の政務活動費の交付額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、その委員は、市内の公共的団体等の代表者その他市民のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年4月1日条例第15号）

この条例は、昭和56年5月1日から施行する。

附 則（平成19年3月22日条例第25号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月9日条例第36号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月18日条例第53号）

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の調布市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費に係るものについて適用し、同日前に交付された市政調査費に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成27年9月24日条例第42号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。